

倫理綱領

(前文)

現代社会は、多様性に満ちており、その中に暮らす全ての人々は人としての尊厳を維持し、健康で幸福であることを願っている。そのような社会にあって義肢装具士の免許を与えられた者は、義肢・装具の製作・適合等をもって人々の願いに貢献し、延いては社会に貢献する。日本義肢装具士協会は、義肢装具士が自らの使命を自覚し、その職責を果たすための指針としてこの「倫理綱領」を定める。

1(基本精神)

1. 義肢装具士は、国籍、人種、民族、宗教、文化、思想、信条、門地、社会的地位、年齢、性別、および性的指向などの如何にかかわらず、対象者に対して平等に接する。
2. 義肢装具士は、義肢・装具等を必要とするすべての人々に対し、義肢・装具等を提供する事により、その生活の質を向上させることを使命とする。
3. 義肢装具士は、自己の知識・技術・経験を出来得る限り提供して、人々の保健・医療・福祉へ貢献する。
4. 義肢装具士は、業務にあたり誠意と責任を持って行い、自己の最善を尽くす。
5. 義肢装具士は、個人の責任として継続学習による能力の維持・開発に努める。
6. 義肢装具士は、後進の育成に努める。

2(遵守事項)

1. 義肢装具士は、業務上知り得た個人の秘密や情報の保護に努め、その秘密を守る。
2. 義肢装具士は、業務上の目的と限界の責任を認識し、対象者に業務の内容を十分に説明し、医師に指示のもとに義肢・装具の製作・適合等にあたる。
3. 義肢装具士は、その活動の場を日本国内に限定せず、国際貢献・協力を積極的に行う。
4. 義肢装具士は、他の関連職種と協働し、チーム医療の一員として誠実にその責任を果たし、信頼を得られるよう努める。
5. 義肢装具士は、正当な報酬以外の要求や收受を行ってはならない。
6. 義肢装具士は、その技術水準の向上のために常に学術的研鑽と知識や情報の収集、共有に努め、医療・福祉の発展に寄与する。
7. 義肢装具士は、社会の人々から信頼を得られるように、個人としての品行を常に高く維持する。